

岐阜県公報

第二千九十九号
平成二十一年十一月十七日

(火曜日)

目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定
道路の供用開始

(用地課) 七二五
(道路維持課) 七二六

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定
市営土地改良事業の換地処分
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(商業流通課) 七二七
(農地計画課) 七二七
(同) 七二七
(都市政策課) 七二八

告示

岐阜県告示第六百十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号、以下「法」という。)第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

社会福祉法人千代田会

二 事業の種類

(仮称)「こつどの宿(小規模多機能型居宅介護事業所)新設事業(以下「本件事業」という。)

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県岐阜市河渡二丁目及び大字河渡字天神越地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第二十三号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人千代田会は、既に理事会において本件事業

の実施を決定し、財源措置を講じており、岐阜市は第四期岐阜市高齢者福祉計画に基づき、本件事業について起業者の指定地域密着型サービス事業者への指定について事前協議で承認していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していること認められ、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、岐阜県岐阜市河渡二丁目及び大字河渡字天神越地内に、(仮称)「 」の宿(小規模多機能型居宅介護事業所)(以下「本施設」という。)を整備し、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に定める小規模多機能型居宅介護事業を行うことを目的としたもので、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に定める地域密着型サービス事業であるとともに、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める第二種社会福祉事業である。

近年岐阜市においては、全国における傾向と同様に、高齢者の増加に伴って要介護認定者が急激に増加したことにより、介護サービスを受けていない要介護認定者が多数存在する状況が生じており、介護サービス提供施設の整備が急がれている。

また、要介護の程度や求められる環境に応じて介護サービスの形態にも多様性が求められており、住み慣れた地域を離れることを望まない要介護認定者の要望に応えるため、日常生活圏内で介護サービスの利用及び提供が完結する、地域に密着した形態の介護サービスの提供が求められている。小規模多機能型居宅介護事業所は、要介護認定者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の居宅において、又は通所させ、若しくは短期間宿泊させ、入浴、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものであり、上記の要求に添えるものである。

本施設が整備されることにより、岐阜市における地域福祉の増進が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地(以下、「本件起業地」という。)に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は施設整備の目的を遂行するために必要な最低限の施設及び駐車場を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、より充実した介護サービスを提供することが可能になり、地域住民の福祉の向上や活力ある長寿社会の構築に資することが期待されることから、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
岐阜市役所福祉部介護保険課

岐阜県告示第六百十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十一月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

公 示

県道						
美富						
濃加線						
関市志津野字立ヶ平三三一番の六地先から	同市同 字同 三三一番の三地先まで	関市志津野字立ヶ平三三一番の三地先から	同市下有知字大洞五七六三番の一五地先まで	関市下有知字大洞五七六三番の一四地先から	同市同 字同 五七六三番の一四地先まで	関市下有知字大洞五七六三番の一四地先から
六・〇	八九・八	三・四	一四・四	四六・〇	二・四	五・四
平成 二〇・一〇・一六						
平成 二五・四・四						

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成二十一年十一月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十一年十一月六日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社三心
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称) スーパー三心岐南店
岐南町三宅四丁目一六番 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十二年七月七日
- 五 店舗面積
一、四一五平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
八三台
- 七 荷さばき施設の面積
六〇平方メートル

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、飛騨市営土地改良事業美ノ輪地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを

縦覧に供する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十一年十一月十七日から

同 年十二月十六日まで

二 縦覧場所

飛騨市神岡振興事務所前揭示場

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、郡上市営土地改良事業瀬上地区の換地処分を平成二十一年十月二十九日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜県岐阜市三橋町・池田町・吾妻町・浪花町の全部、都通・本郷町・西野町・真

砂町の一部（駅北 第一調査区）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県岐阜市（三橋町・池田町・吾妻町・浪花町の全部、都通・本郷町・西野町・真砂町の一部）の地籍図

五 認証年月日

岐阜県岐阜市（三橋町・池田町・吾妻町・浪花町の全部、都通・本郷町・西野町・真砂町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十一月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市加子母の一部（尾山・角領東）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（加子母の一部）の地籍図

五 認証年月日

岐阜県中津川市（加子母の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十一月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市土岐津町の一部（土岐市北部第4 1）

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十一月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市下石町の一部（土岐市下石第4）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十一月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（神土）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十一月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

大野郡白川村

二 調査を行った地域

岐阜県大野郡白川村大字長瀬の一部(長瀬)

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県大野郡白川村(大字長瀬の一部)の地籍図

岐阜県大野郡白川村(大字長瀬の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十一月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

大野郡白川村

二 調査を行った地域

岐阜県大野郡白川村大字飯島の一部(飯島)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県大野郡白川村(大字飯島の一部)の地籍図

岐阜県大野郡白川村(大字飯島の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十一月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

大野郡白川村

二 調査を行った地域

岐阜県大野郡白川村大字馬狩の一部(馬狩)

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県大野郡白川村(大字馬狩の一部)の地籍図

岐阜県大野郡白川村(大字馬狩の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十一年十一月十七日

平成二十一年十一月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社